

地方自治法の一部を改正する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

地方議会は、住民の負託に応え幅広い活動を行つておりますが、地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要なものとなつております。これを反映して、地方議員に求められる活動領域も拡大しております。

このような地方議会の実態等を踏まえ、これまで以上に積極的に議員活動を展開していくためには、地方議員の位置付けの明確化が必要であります。

このことから、議会活動の範囲を明確化するとともに、議員の報酬に関する規定を整備するため、本案を提出した次第であります。

次に、その内容について申し上げます。

第一に、地方議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとしております。

第二に、地方議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしております。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。